

犬及び
ねこの

夜間展示が禁止
されました。

動物愛護管理法 の政省令等が 一部改正されました



新しい

動物取扱業が追加されました

● 動物の売買をしようとする者のあつせんを会場を設けて

競りの方法により行うこと(競りあつせん業)

● 有償で動物を譲り受けて飼養を行うこと(譲受飼養業)

※詳細は裏面をご覧ください